

まもろうネットニュース第23号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和4年7月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



令和3年度 登別市消費生活センター相談報告

登別市消費生活センターでは、令和3年度事業報告書を作成しました。令和3年度の相談件数は214件で、昨年度の237件から微減となりました。

令和3年度の相談の特徴として、インターネットによる内職や副業、それらに関連する出会い系サイトやインターネットゲームなどの相談が増加しました。また、電話勧誘による光回線やアナログ回線戻しに関する相談は、令和2年度が52件だったのに対し令和3年度は36件と減少しましたが、まだまだ多い傾向にあります。

一方で、健康食品や化粧品などの通信販売での購入では、定期購入に関する相談が多い傾向が続いています。法律改正により詐欺的な定期購入商法への規制が強化されましたが、商品を注文する前には契約内容をしっかりと確認しましょう。

改正特定商取引法が施行されました

令和4年6月1日以降

令和4年6月1日より販売サイト等で、取り引きにおける基本的な事項を最終確認画面で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込をした消費者は、申込の意思表示を取り消すことができるようになりました。

「最終確認画面」のチェックリスト〈注文する前〉

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合)継続期間や購入回数を決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」
(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 「最終確認画面」を[※]スクリーンショットで保存しましたか？

※画面の表示状態をそのまま「撮影」して画像化する機能



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

